

もくれんについて

障がいの有無・程度にかかわらず、生きづらさを持つた誰もが、地域でその人らしい生活をつづけられるように、積極的に支援ネットワーク、相談業務を充実させるとともに、ご利用者の権利擁護（アドボカシー）をすすめます。すべての人に社会生活・活動への参加を促し、その人の持てる力・可能性を発揮して、生きがいを持って暮らしていただけるように適切な介護・援助・支援などのお手伝いをさせていただきます。

ご利用までのながれ

1. 相談受付 お気軽にご相談ください。
(来所いただいご相談も可能です)
2. 見学・面接 (実際に体験してください)
利用対象者 各種手帳をお持ちの方。
※手帳をお持ちでない方も通所受給者証があればご利用できます。
3. 市役所等の福祉相談窓口で受給者証の交付もしくは利用日数の給付決定を受けます。
4. 利用契約を結びます。
利用に向けての調整及び、ニーズに合わせ個別支援計画を作成します。送迎サービスもしていますのでご相談ください。
5. 利用の開始になります



お問い合わせ先

住 所 : 大阪市東住吉区矢田3-7-6

ルームハイツ2 1F

電 話 : 06-6115-6077

F A X : 06-6008-1922

電子メール:k.takeda@karan.or.jp



社会福祉法人ふれあい共生会
〒546-0023
大阪市東住吉区矢田3-16-8

ざいたく
在宅サービスステーションもくれん

ほ う か ご と う
放課後等デイサービス

もくれんジェニー 2 (too)

かがやにんげんそんげんしめひとよねつひかり
輝け「人間の尊厳」示そう「人の世に熱と光」





放課後等ディサービスの方針

利用者や家族、そして周りの人が「友_{（）}共_{（）}に生き」
「友_{（）}共_{（）}に成長」していける空間づくりを目指します。
活動を充実させることで日常生活がより「生き生き」としたものになるよう支援します。

事業の3つの柱

1.さまざまな体験や経験を通して、可能性や選択肢を広げ、社会参加の実現をはかります。

2.ひとりひとりの障がいを個性と捉え、個人のニーズやライフケースティージに応じた支援の充実をはかります。

3.学校、家庭、各関係機関との連携・協働を密にすることにより、安心して活動できるような場の提供を目指します。

【年間行事】

- 4月 お花見
- 8月 ふれあい夏祭り
- 10月 ハロウィンパーティー
- 12月 クリスマス会
- 1月 もちつき

その他、月間ではクッキングや手作りおやつ、外出等の活動があります。

ご利用者さまの声（もくれんジェニーより）

- いろいろ かつどう 色々な活動がおもしろい
 - のんびり過ごせるところが好き
 - ジェニーの皆が好き（ご利用者のみなさま）
- さまざまな活動をおこなっていて魅力的で18時までの放課後等ディが少ないのですがたいで
す。お盆休みも営業しているので嬉しい。

（ご利用者ご家族さまより）

もくれんジェニー2では、入口に絵や文字を書けるスペースを設けて描きたいものをめいいっぱいに描いたり、思い描いたものを形にしていく活動の中から、子供たちの想像力を養い、SSTの活動では主体性を養っていきます。

開所日・時間

月曜日～土曜日 10:00～18:00

（祝日も開所、毎月の最終土曜日はお休み）

ご利用対象エリア

東住吉区の全域

・平野区・住吉区・松原市の一部（要相談）

ご利用対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童6歳～18歳（ただし引き続きサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある場合は、満20歳に達するまで利用可能）定員は10名です。

ご利用料金

利用料の1割を負担していただきます。ただし、所得によって月額上限額が設定されています。

世帯所得	月額上限
非課税世帯	0円
約890万円まで	4,600円
約890万円以上	37,200円

おやつ代（自費100円/1回）

別途、活動・材料費等